

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出について、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項の変更を中止した旨の届出があった。

令和7年11月25日

大阪府知事 吉村 洋文

1 大規模小売店舗の所在地及び名称

守口市河原町8番3号

京阪百貨店守口店

2 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による公告をした日

令和7年9月16日（令和7年大阪府告示第1203号）

3 中止の理由

計画内容の変更のため

4 中止した旨の届出があつた日

令和7年10月30日